

国富町ふるさと納税 P R 業務及び

地域経済活性化推進業務委託

公募型プロポーザル

実施要領

国富町ふるさと納税 P R 業務及び地域経済活性化推進業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

「国富町ふるさと納税 P R 業務及び地域経済活性化推進業務委託」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、当該業務に係る企画提案を広く募り、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価したうえで、最も的確と判断される事業者を委託契約の優先交渉者として選定する。

2 概要

- (1) 名 称 国富町ふるさと納税 P R 業務及び地域経済活性化推進業務
- (2) 事業内容 国富町ふるさと納税 P R 業務及び地域経済活性化推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※ただし、良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと（単年度契約）に最長 3 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）契約を更新できるものとする。
- (4) 見積金額 寄附額の 5 % を上限とする。

3 プロポーザル方式を採用する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価し、本町の目的に沿った受託候補者を選定するため、本プロポーザルを行う。

4 事業スケジュール（予定）

項目	スケジュール
公募開始（参加申込み及び質問受付）	令和 7 年 12 月 1 日（月）
質問受付締切り	令和 7 年 12 月 5 日（金）17 時必着
質問に対する最終回答	令和 7 年 12 月 10 日（水）
参加申込書提出締切り	令和 7 年 12 月 12 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 12 月 17 日（水）メールで通知
企画提案書等の提出締切り	令和 7 年 12 月 25 日（木）17 時必着
審査（プレゼンテーション等）	令和 8 年 1 月 15 日（木）
審査結果の通知（予定）	令和 8 年 1 月下旬
委託業務（仮）契約締結（予定）	令和 8 年 2 月上旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による入札参加制限を受けていないこと。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 国税、地方税等の各種税金の滞納がないこと。
 - (5) 参加申込書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 代表者又は役員が暴力団等（国富町暴力団排除条例（平成 23 年国富町条例第 29 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に掲げる暴力団員又は同条第 3 号に掲げる暴力団関係者に該当する者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
 - (7) 町が発注する物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年）に基づく、物品・役務提供等有資格業者名簿に登載されている者（物品・役務提供等有資格業者名簿に登載されていない場合は、契約までに登載されること。）であること。
 - (8) 町が発注する物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 11 条に規定する指名停止を受けていない者であること。
- ※プライバシーマーク（一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できていることが望ましい。

6 参加申込書の提出

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-1192

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4800 番地

国富町 総合戦略課 ふるさと P R 係

電 話 0985-75-3126

メール furusato@town.kunitomi.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別記様式 1-1）
- イ 誓約書（別記様式 1-2）
- ウ 会社概要（既存のパンフレット可）
- エ 印鑑登録証明書（原本・参加申込書に押印した実印の証明書）

- オ 履歴事項全部証明書（原本・法務局で発行する法人の履歴事項証明書）
- カ 納税証明書（完納証明書）
- キ 業務実績書（任意様式）

(3) 提出方法

郵送又は持参により、同項第1号の事務局に提出すること。この場合、郵送は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

(4) 提出期限

令和7年12月12日（金）17時まで

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格審査の結果通知

参加申込の結果については令和7年12月17日（水）までにメールにより通知する。

7 企画提案書の提出

参加資格を持った提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を第6項第1号の事務局に提出すること。この場合、提案の提出は1つに限る。

(1) 提案内容

ア 実績・業務遂行体制

- (ア) ふるさと納税の現状や今後の動向予測等
- (イ) 他自治体から受託した同様の業務受託実績や成果等（過去5年）
- (ウ) 業務遂行の体制や役割、業務執行能力等
- (エ) 個人情報の取扱い及び情報セキュリティの確保、不測の事態の対応等

イ 業務内容の提案

- (ア) 仕様書に記載された業務内容を実施するための方針
- (イ) (ア)で示した方針を実現するために行う具体的な取組内容
- (ウ) その他提案（仕様書に記載されていない内容でも可）

ウ 提案価格（消費税および地方消費税の額を除く。）

- (ア) 基本委託料 寄附金額に乘じる率。

なお、業務内容の違いに応じてサイト別、返礼品区分別（特産品、旅行返礼品別）にそれぞれ提案する率が違う場合は、それぞれ区分ごとの率がわかるよう明示すること。

また、国富町ふるさと納税推進業務委託仕様書第4項第1号ふるさと納税業務及び第4項第2号地域経済活性化推進業務について、それぞれ区分ごとの率がわかるよう内訳を明示すること。

- (イ) オプション提案等、上記金額とは別に、本町に負担が発生する経費等について

は、算出根拠がわかるよう参考事項として付記すること。

(2) 提出書類（サイズは原則日本産業規格によるA4判とすること（A3判による折込頁の挿入は可とする。）

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 業務実施体制（別記様式1-4）
- ウ 見積書（別記様式1-5）

(3) 提出方法

郵送又は持参により、第6項第1号の事務局に提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

また、提出の際は、提出書類をフラットファイルに綴じた上で提出すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

(5) 提出期限

令和7年12月25日（木）17時まで

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本プロポーザルについては、事業者から企画提案書の提出を受けた後に審査を行う。

審査については、書類審査とプレゼン審査に基づいて採点を行い、評価基準総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、見積書の金額により順位を決定する。

また、提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査委員会の協議により受託候補者となるか決定する。

(2) 書類及びプレゼン審査

書類及びプレゼン審査は、審査委員が審査基準に基づき審査を行い、最も優れている提案を選定する。

なお、審査方法については次のとおりとする。

ア 各事業者から提出された企画提案書及びプレゼン内容により審査を行う。

イ プrezen審査は、提出書類やモニターを用いた説明により行うものとし、提出期限後の差替えや資料の追加は認めないものとする。

(3) 審査日

令和8年1月15日（木）

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての事業者に書面で通知する。

なお、優先交渉権者との合意が得られず契約締結に至らなかった場合は、次点の事業

者に交渉権が移るものとする。

- (1) 通知書発送日
令和7年1月下旬 予定

- (2) 審査結果の公表

受託候補者を決定したときは、審査結果通知日の翌日以降に町公式ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ア 受託候補者の名称及び点数
- イ 参加申込事業者数

- (3) その他

審査内容についての問合せには一切応じないものとする。

また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

10 契約の締結

受託候補者は、事業実施の候補者として本町と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

11 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、欠格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止とする。

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えてる場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助、助言を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 前各号に定めるもののほかに、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が欠格であると認めた場合

12 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、審査委員会委員長が承諾したものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類については、いかなる理由があっても返却は行わない。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は欠格とする。

- (5) 企画提案書等の作成のために担当課から受託した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情がある場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (7) 受託候補者となった提案者と協議を行い、企画提案の一部を変更することがある。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。